

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 ●●●● 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

## 第9準備書面

2019年7月24日

仙台地方裁判所 第2民事部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 春 男  
外

原告らは、原告ら第8準備書面において、甲A25号証のデータをわかりやすく編集したものを再度証拠として提出する予定である旨を告知した。本書面は、その編集した資料(甲A27号証)について説明を加えると共に、編集の過程で判明した数値の修正を合わせて行うものである。

### 第1 甲A25号証の分析の手順(甲A27号証の説明)

- 1 今般提出する甲A27号証について説明する。
- 2 シート①は、すでに提出している甲A25号証である。
- 3 シート②は、甲A25号証の回答「2016年7月～9月」(以下、「2016年回答」という。)と、「2018年7月～9月」(以下、「2018年回答」という。)を比較対照することを示すため、各質問項目について、2016年回答と2018年回答を並べて整理したものである。
- 4 シート③は、②を分析したものである。

つまり、各質問について、2016年回答において、「いいえ」(各シートでは「2」と表記されている。)であったものが、2018年回答において「はい」(表では「1」と表記されている。)に変わった場合には、「1」の数値を与えた(以下、かかる場合を「変化項目」という。)、それ以外は「0」と表記されるように計算式を作成した。

なお、5km圏内か5km圏外か、という質問について、2回両方に回答がない回答者は、比較分析が困難になるため、今回の分析に当たっては対象から除くこととした(左から4番目の列「5km圏内か否か」の回答欄が空欄である者は、分析対象からはずした)。

上記作業の結果、分析の対象となる人数は、125名(全体132名か

ら不明者7名を除いた)となった。

5 シート④は、シート③から、気管に関する疾病について意味のある質問25項目を抜き出した結果を記載したものである(シート③の上から4行目に、選択した質問に「○」を付している。)

6 シート⑤は、④のシートから「仙台P Sから5 km以内群」の者を抜き出して分析した結果である。シート⑤-1は、5 km以内群でソートしたものであり、5 km以内群の母数が81名であること、変化項目5項目以上が13名、うち6項目以上は9名いることが明らかになった。

シート⑤-2は、シート⑤-1からさらに変化項目が5項目以上の者をソートしたものであり、今般プリントアウトしたデータを甲A28号証として提出している。

7 シート⑥は、シート④から「仙台P Sから5 km以外群」の者を抜き出して分析した結果である。

シート⑥-1は、5 km以外群でソートしたものであり、5 km以外群の母数が44名であること、変化項目5項目以上が3名、うち6項目以上は2名いることが明らかになった。

シート⑥-2は、シート⑥-1からさらに変化項目が5項目以上の者をソートしたものであり、今般プリントアウトしたデータを甲A29号証として提出している。

## 第2 甲A25号証の数値(母数及び変化項目該当者数の修正)

1(1) 今般上記分析を行い、2016年回答と2018年回答を分析した結果、以下の事実が明らかになった。

① 分析対象とすべき母数は、125名であった(5 km以内群か5 km以外群かについて2016年と2018年の両方について回答をしない者は分析から除外することとした)。

① 分析対象を25項目にした場合について(シート④)

変化項目が5項目を超える者は、合計で16名であり、うち6項目以上変化した者の数は、11名であった。

② 5 km以内群に絞って分析をした場合について(シート⑤-1及び⑤-2)

変化項目が5項目を超える者は、合計で13名であり、うち6項目以上変化した者の数は、9名であった。

③ 5 km以外群に絞って分析をした場合について(シート⑥-1及び⑥-2)

変化項目が5項目を超える者は、合計で3名であり、うち6項目以上変化した者の数は、2名であった。

(2) そうすると、変化項目が5項目以上ある者は、5km以内群では13名（5km以内群の母数は81名であるので、その割合は約16%）に対し、5km以外群は3名（5km以外群の母数は44名であるから、その割合は6.8%）であった。

つまり、仙台PS稼働後に健康被害を訴えはじめた者の割合は、5km以内群と5km以外群とで約2.35倍（ $16 \div 6.8$ ）の差があることが判明し、仙台PSの影響によることがより明らかになった。

2 原告の第7準備書面の第2の5は、上記のとおり修正する。

今般、甲A25号証を整理したところ、変化項目が5項目以上ある者が甲A26号証よりも増加したのは、甲A26号証の作成に当たっては、エクセルシートをプリントアウトし、手作業で集計した上、その結果をエクセルに打ち込んだため、集計ミスが生じたためである。

今回は表計算を利用して集計しているので、前回よりも正確である。

また、甲A26号証は、回答者のIDを表記していなかったため、甲A25号証のデータのいずれを抜き出したものか明らかでなかったが、今般の甲A28号証及び甲A29号証では、IDを表記しているので甲A25号証との対照が可能である。

以 上